

入札公告

安曇野市長

太田 寛

次のとおり入札を執行します。

1 執 行 番 号	0001934	
2 工 事 名	令和7年度 安曇野市都市計画基本図修正業務委託	
3 工 事 場 所	安曇野市内	
4 工 事 概 要	都市計画法第14条に規定する都市計画基本図（数値地形図）の経年修正並びに、国が取り組む「Project PLATEAU」を受け国際基準規格による3D都市モデルの整備	
5 閱 覧	期 間	令和 7年 4月18日 8時 30分から 令和 7年 5月13日17時 15分まで
	場 所	安曇野市役所 2 階閲覧場所
6 入 札	日 時	令和 7年 5月13日11時 10分
	場 所	安曇野市役所 2 階 会議室 2 0 1
7 履 行 期 限	契約日から令和 8年 3月19日まで	
8 契 約 方 法	一般競争入札	
9 契 約 保 証 金	契約額は5 0 0 万円以上は契約金額の1 0 0 分の1 0 以上	
10 前 金 払	契約額の1 0 0 分の3 0 以内	
11 部 分 払	有（中間前払金との選択）	
12 発 注 形 態	単独企業に限る（共同企業体は認めない）	
13 入 札 参 加 資 格	(1) 長野県内に本社（本店）、支店または営業所を有する者（支店・営業所の場合は、入札・見積について委任を受けている者）。 (2) 令和4 ・ 5 ・ 6年度安曇野市入札参加資格者名簿（建設コンサルタント部門 - 測量）に登載されている者 (3) 参加要件 国土交通省主導の「Project PLATEAU」に参画し、かつ、地方公共団体発注の3D都市モデル整備の実績を有する者 (4) 別冊仕様書に定める技術者を配置できる者 (5) 入札公告日から入札日までの間に、長野県または安曇野市から入札参加停止の措置を受けてはいない	

	(6)入札心得第3条の規定に該当しない者
14 入札参加資格の承認及び確認等	事後審査
15 設計図書等に対する質問	設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書（様式はホームページに有り）を電子メールに添付して提出すること。 メールアドレス za-keiyaku@city.azumino.nagano.jp ※ メールは受け取り次第確認メールを送ります。 質問の締切日 令和 7年 4月23日 11時 00分 まで 回答予定日 令和 7年 4月25日 12時 00分 までにホームページに掲載
16 最低制限価格	予定価格に100分の87.5を乗じて得た額（万未満四捨五入）
17 入札の無効	本入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。
18 設計図書等の配布	公告日より安曇野市ホームページにて公表する。
19 入札書の提出方法	(1)提出書類 下記書類を入札時に1部提出すること。 ① 入札書 ② 委任状（必要の場合） ③ 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式）及びその添付書類 ④ 上記13（3）を証する契約書または設計図書の写し (2)提出書類等の配布 上記①②③の様式は市ホームページよりダウンロードする。
20 入札・落札決定等	(1) 安曇野市建設工事等事務処理規程による。 (2) 紙入札とする。（郵便、電報等による入札は認めない。） (3) 入札回数は2回とし、1回目の入札で落札候補者が無い場合はその場で再度入札（2回目）を行う。ただし、1回目の入札において無効な入札をした者及び最低制限価格を下回る入札（失格）をした者は2回目の入札に参加できない。また、2回目の入札で落札候補者が無い場合は、2回目の入札の予定価格以上の札の中で最低額の入札をした者と2回を限度として見積り合せを行う。 (4) 入札価格が予定価格以下かつ最低制限価格以上の中で一番低い額を入札した者を落札候補とする。 (5) 落札候補者から提出のあった上記19(1)③の書類を審査し合格したときは、当該落札候補者を落札者とする。不合格の場合は、次順位者（予定価格以下かつ最低制限価格以上）から順次審査し、合格者が確認できるまで審査を行う。 (6) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。審査で入札参加資格がないと認めた者に対しては、文書により通知するものとする。 (7) 入札の応札者が1者のときは、入札を執行する。

21 お 問 い 合 せ	入札・契約担当課 契約検査課 契約係 事業担当課 都市建設部 都市計画課 電話 本庁舎代表 0263-71-2000
22 補 足	19 入札書の提出方法 (1) 提出書類 ③一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式） 及びその添付書類 については、安曇野市建設コンサルタント業務一般競争入札実施要綱 第5条に規定する様式を使用してください。